ケアホーム常陸国府館

短期利用特定施設入居者生活介護　運営規程

（本規程の目的）

第１条　　この規程は、短期利用特定施設入居者生活介護（以下「短期利用特定施設）という。）の運営に当たって、短期利用特定施設利用契約（以下「短期利用契約」という。）第３条の規定により、事業の運営について重要な事項を定め、事業者が円滑なサービス提供を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第２条　　事業者は利用者に対し、短期利用契約第４条に定めるサービスを介護保険法令等に従って適切に提供します。

２　事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

３　利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し、あらかじめ同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努めます。

（従業者の職種、員数及びサービス内容）

第３条　　短期利用特定施設に勤務する従業者の職種、員数及びサービス内容は「重要事項説明書」、「介護サービス等の一覧表」に示します。

（利用料及びその他の費用の額）

第４条　　短期利用特定施設の利用料、その他利用者が負担する費用の額は「要介護認定等に伴う確認書」、「重要事項説明書」に示します。

（ホームの利用に当たっての留意事項）

第５条　　短期利用特定施設であるホーム内の利用に当たっては、当該有料老人ホーム入居契約の管理規程における「居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」を準用します。

２　建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないで下さい。 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を 壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していた だくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

（緊急時等における対応）

第６条　　利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行います。夜間緊急時等についてはオンコール体制にて必要な指示若しくはホームへの夜間出勤にて適切な対応を行います。

（非常災害対策）

第７条　　災害等が発生した場合は防災計画に従い、利用者の避難等について適切な処置を講じます。

２　非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。

３　スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第８条　　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

１　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

２　虐待の防止のための指針を整備します。

３ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
４ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

（身体的拘束その他行動制限 ）

第9条　事業者は、利用者又は他の入居者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

２　事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。その手続き等については管理規程に規定します。

３　身体拘束等の適正化を図るために、次にあげる措置を講じます

イ　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定等）

第１０条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（苦情処理等）

第１１条　事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護等に対する利用者又はその家族 からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

２　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

４　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（その他運営に関する重要な事項）

第１２条　その他運営に関する重要事項として、短期利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

２　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

３　施設は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。

①感染対策委員会を設置する。

②平常時の対策及び発生時の対応を規定する「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を策定する。

③「感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアル」を策定する。

④従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的・計画的に行う。

４　この規定に定める事項の他に、サービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者は利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図り、問題の解決に当たります。

附　則

この規定は、令和7年１１月１日から施行する。